

市立保育所を閉所する場合の手順  
 (「旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)」第4章2関連)

・新旭川保育所を令和6年度末に閉所する場合

年度	月	【市】	【児童・保護者】	【関係団体等】
令和3年度	3月	「旭川市の保育と市立保育所の在り方」パブリックコメント実施		
令和4年度	4月	パブリックコメント終了 募集意見反映		
	5月	「旭川市の保育と市立保育所の在り方」決定	保護者説明会 ・閉所について ・閉所までのスケジュール ・募集の継続について	・関係団体周知 ・周辺保育施設等周知
令和5年度	1月	地区の状況確認 ・令和5年度の入所児童数 ・周辺地区の需給状況	募集の継続 ・今後の新規利用申込者には閉所予定を事前に告知	
	1月	地区の状況確認 ・令和6年度の入所児童数 ・周辺地区の需給状況 ⇒周辺地区にて供給可能		
令和6年度	4月		転所についての案内	
令和6年度	12月		別の園への利用申込	
	3月		利用調整 ↓ 転所先決定	
令和6年度		新旭川保育所閉所		
令和7年度	4月		転所先の園へ	